曹洞春秋
SOH　TOH　SHUN　JYŪ

總和会三綱領

1、宗門の興隆を図り、宗政の運営に関し、公正妥当なる施策の実現を期すること。
2、本宗の伝統性格を尊重し、大本山の尊厳維持に努めること。
3、会員相互の協調連絡を図り、その親和結束を固くすること。

発行所　總和会本部　〒105-0002 東京都港区愛宕 2-3-4 大本山總持寺出張所内 TEL 03(3431)5017

第136回通常宗議会
新型コロナウィルス感染症特別支援金制定
（令和3年度各寺院宗費賦課金から12%差引く方法）
級階賦課金147円（前年比１円減額）

２月13日福島県沖を震源とする広範囲に渡る大きな地震が発生いたしました。東日本大震災から10年という区切りと捉えられている方がいらっしゃる中、重ねて被害を受けられたことに対し心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウィルス感染症の非常事態宣言下、令和３年度予算決定という今通常宗議会の重要性を考慮し、万全の感染対策を講じ２月22日から26日までの５日間の会期で招集されました。

初日議会成立後、開会式は感染拡大状況を鑑み、管長猊下代行として鬼生田宗務総長がお勤めになり、常任委員選挙、総長演説、議案提案16本、有道会・總和会を代表する総括質問が行われました。２日目になり通告による一般質問２本、文書質問10本が行われ、その間、各委員会に付託された議案の審議が行われ、３日目に各委員長より審議状況の報告があり、本会議場にて全ての議案が可決承認されました。

前議会継続審議とされた「曹洞宗審事院規程中一部変更案」は委員長報告を受け可決。総長演説中にあった「現在未執行の予算を積立て、次年度の宗費負担を軽減する」ことについては、今宗議会で、臨時部に５億800万円を財源として、新型コロナウィルス感染症特別支援金を宗費納付時に、各寺院の宗費賦課金の12%分に相当する金額を差引くことで可決し、また、級階賦課金についても前年比１円減額の147円となりました。

今宗議会は初日より慎重かつスムーズな進行により会期を２日残して閉会しました。

令和３年度一般会計歳入歳出予算

歳　　入　56億7,984万円
歳　　出　56億7,984万円（経常部　49億2,774万円　　臨時部　７億5,210万円）
級階賦課金　１点あたり147円

●議決された議案：令和３年度曹洞宗一般会計歳入歳出予算案／令和３年度特別会計歳入歳出予算案（僧侶共済・寺院建物共済・育英資金・社会事業振興資金貸付等・護持会・不動産（建物）償却引当積立金及び不動産取得運用基金・修証義公布百周年記念育英基金・災害対策・図書印刷物等刊行・檀信徒会館）／新型コロナウィルス感染症特別支援金を交付する件／曹洞宗規程廃止案「曹洞宗社会事業振興資金貸付規程を廃止する規程制定案」／曹洞宗規程一部変更案（選挙規程・宗務所規程・宗制様式の取り扱いに関する規程・財務規程・儀礼規程・災害復興対策資金貸付規程・社会教化規程・檀信徒会館運営委員会規程・審事院規程）／曹洞宗審事院審事及び監事候補者の承認を求める件／曹洞宗修証義交付百周年記念育英会監事補欠員選挙／令和２年度曹洞宗特別会計歳入歳出補正予算案（第３回）／令和２年度宗務監査報告（第２回）

鶴一聲

お坊さんはお布施を頂く。そのお布施が寺院運営の資源となり、名前を変え給与としてお坊さんの糧となる。

数年前、バケツに入れた氷水を頭からかぶる「アイス・バケツ・チャレンジ」が世界中に広まった。筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）に対する認識を広め、寄付を募ることが目的のこの運動。病気の事もそうであるがその行動自体への理解が私にはなかった。

昨年の議会中、あるお檀家の葬儀があった。帰宅後、自ら葬儀を勤めることが出来なかった事もあり自宅へ馳せた。喪主の長男にはここ二年程お会いしていなかったが、六〇代でスポーツマン。篤農家である。家に着き彼を見て驚いた。リクライニングの車いすに乗り、筋肉の萎縮が一目で理解出来る姿であった。暫く後の四九日法要。彼は車いすにもたれ乍らも施主として精一杯の焼香を務めた。読経を終え玄関を出たところで、私は、彼が読経終了後直ぐに休まれていたベッド脇まで奥様に導かれた。奥様の介添えの下、施主である彼自らの手から私にお布施が手渡された。か細いながらもしっかりとした意思のある「ありがとうございます」の言葉が添えられて。施主として、長男として、立派な生き様が詰まったお布施であった。彼はその後一カ月足らずで命を閉じた。

あるアンケート調査では、仏教に悪いイメージを与えている要因として「僧侶」が二一％を占め、その僧侶への悪印象の主な原因として「人に対する態度」「金銭感覚」。この答えの回答者は、一般の方よりも宗教者自身による回答が群を抜いて高く、僧侶の「自己評価」が低いことも伺えた。

お布施から賄われる宗費、問候、添菜、祝賀、謝誼等。社会評価をふまえ、その意義や目的を今の時代の僧侶のものさしで再点検することも又、竿頭の先に未来を開く重要事であるように思う。

第136回通常宗議会

総 長 演 説（要旨）

宗務総長　鬼生田 俊英

開会に先立ち、新型コロナウイルス感染症に罹患され亡くなられた方々へのご冥福を、また発症され今なお、病と闘っておられる方々へお見舞い申し上げます。最前線で治療や看護等にあたっている医療従事者の方々への感謝の気持ちを、衷心より申し上げます。

さて、本日、第136回曹洞宗通常宗議会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸案件に対しご審議をいただきますこと、欣快の至りでございます。また、参議老師におかれましては、ご出席を賜りましたこと、誠心より御礼申し上げる次第でございます。

本年４月６日になりますが、大本山總持寺祖院におきまして、震災伽藍復興落慶式が挙行されます。

復興支援金の支出に際しては、議員各位はじめ、全国の宗門関係者のご理解とご協力が無ければ到底、成し遂げることが出来なかったことであります。衷心より御礼申し上げる次第でございます。

ときに、昨年１年間は連日報道される新型コロナウイルス感染症関連の情報に、世界の耳目が集まる状況でございました。

このような時こそ、社会全体を覆う閉塞感並びに不安感を払拭し、檀信徒の方々をはじめ、悩める人々に寄り添い、その声に耳を傾ける事が、宗教者の勤めでは無いかと存じます。

前回の通常宗議会の総長演説で、令和２年度の補正予算において一般会計臨時部に「新型コロナウイルス感染症対策積立金」を新設し、その積立金を次年度の予算に繰り入れる事で、令和３年度の宗費の負担を軽減する方針を申し上げました。予算の見直しを図った結果、５億800万円を令和３年度の一般会計に組み入れることが可能となりました。この財源を特別支援金として宗費納付時に、各寺院の納付金額の12パーセント分を特別支援金とすることにいたしました。

また、かねてから検討しておりました、専門僧堂を対象とした新型コロナウイルス感染症への対策補助金支出については、今年度予算より支出してまいります。

次に宗務庁の業務につきまして申し上げます。この度の緊急事態宣言の発出を受けた宗務庁は、対策の実効性を高めるための環境づくりとして、職員に対し基本的な感染予防策の徹底を改めて促しました。

緊急事態宣言の延長に伴い、現在も引き続きこのような勤務体制を継続しておりますが、極力、各課における事務処理に遅滞が発生しないよう努めておりますので、関係各位におかれましては、くれぐれもこの点、ご承知おきいただき、ご理解とご協力を賜りたく存じます。

また、檀信徒会館も減収減益の苦境に立たされており、宗門の牙城としまして、何としてもこの厳しい状況を乗り切りたく、皆々様一層のご尽力、ご愛顧を賜りたくよろしくお願いいたします。

さて、本年１月17日は、阪神淡路大震災から26年、そして３月11日には東日本大震災発生後10年の節目を迎えます。ここに改めまして、これらの震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、御遺族の方々に対し、心から哀悼の意を捧げるものであります。また被災された方々に対し、お見舞い申し上げます。これら未曽有の災害を、同じ時代に経験している我々の務めとしましては、過去の震災からの復興、新型コロナウイルス感染症への対応などで得られた知識や経験、教訓を今後に生かすことと存じます。そして、高い確率で発生すると言われて久しい「首都直下型地震」につきまして、震災発生時も然る事ながら、平時においても地震災害の恐ろしさを再認識しつつ、このことに加えて、この度の新型コロナウイルス感染症の出現により、今後、電子化の流れが一層加速していることになるため、宗務庁としましても、激変する時代の潮流に乗りその働き方や業務の精査、事務の効率化等について、速やかなる検討が必要なことと存じます。

今般の緊急事態宣言の再発出に伴い、在宅勤務を行う上での各部署の適応性について調査した結果、電子化に係る労力が軽微な業務については早急に移行させ、慎重な対応が迫られる業務については、関係部署と協議してまいります。

そして、曹洞宗が保有する建物の管理権原者としまし

ては、毎月開催していた防火防災会議を再開させ、改善を要する点や不備な点等を洗い出し、適応させていく予定でございます。

最後になりますが、令和３年度の予算案について申し上げます。

今回はコロナ禍の状況を踏まえ、多くの事業において支出を抑えることができました。また、オンライン会議等の導入、研修会等の運営内容の見直しが図られました。

そのほか、社会事業振興資金貸付規程を廃止する規程の上程に伴い、社会事業振興資金貸付等特別会計が保有する資産のうち３億3,000万円を、新型コロナウイルス感染症の影響による福祉資金貸付の原資として２億円を災害対策特別会計へ、残り１億３千万円を不動産特別会計中の特別積立金へ繰り入れることとした予算案となっております。

以上の点を踏まえ、令和３年度曹洞宗一般会計歳入歳出予算案の歳出予算総額は56億7,984万円となり、前年度当初予算と比較して７億2,611万2,000円の増額となりました。この増額には特別支援金の５億800万円、災害対策特別会計と特別積立金に繰り入れる３億3,000万円が含まれておりますので、実質的には事業等の歳出削減となっております。歳出予算の削減を行った一方、歳入予算案につきましては、大幅な減収を見込んでおり、その結果、歳入の級階による付加金１点あたりの金額は、前年度に比して１円低い147円といたしております。

令和三年度曹洞宗一般会計歳入・歳出予算

歳　入　5,679,840,000 円

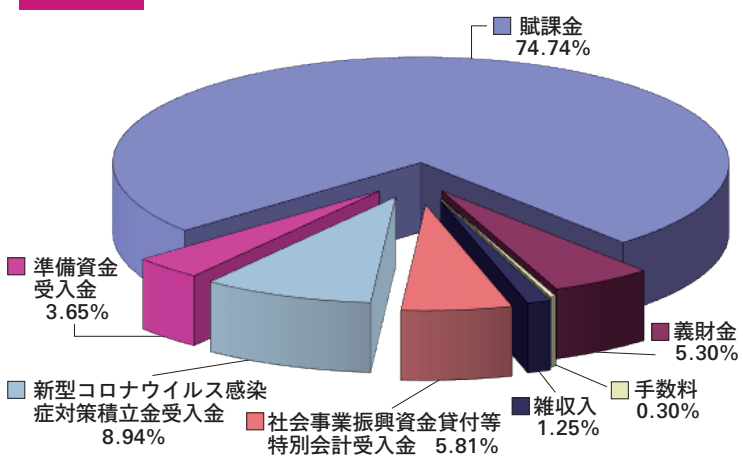

内訳

歳　入	歳 入 額
賦課金	4,245,016,000
義財金	301,276,000
手数料	17,144,000
雑収入	70,846,000
社会事業振興資金貸付等特別会計受入金	330,000,000
新型コロナウイルス感染症対策積立金受入金	508,000,000
準備資金受入金	207,557,000
借入金	1,000

歳　出　5,679,840,000 円

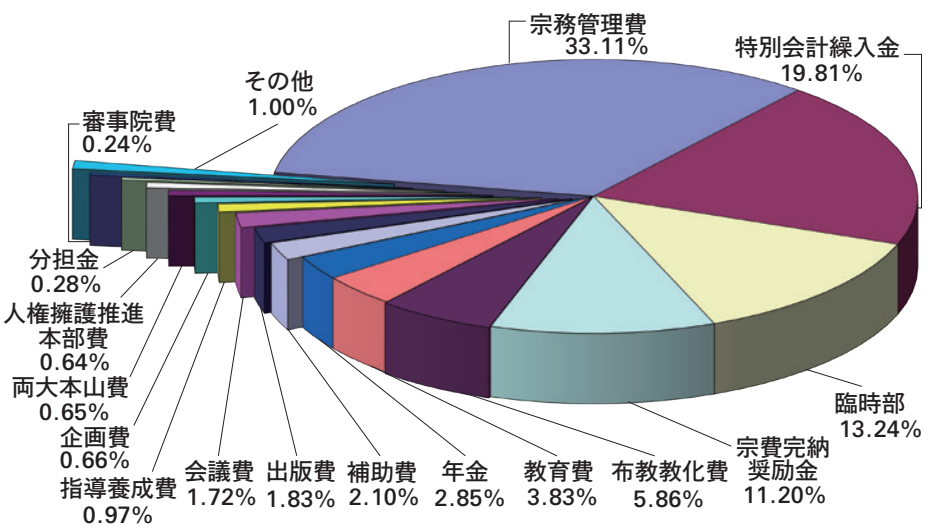

内訳

歳　出	歳 出 額
宗務管理費	1,880,597,000
特別会計繰入金	1,125,007,000
臨時部	752,100,000
宗費完納奨励金	636,116,000
布教教化費	332,994,000
教育費	217,435,000
年金	162,040,000
補助費	119,180,000
出版費	103,784,000
会議費	97,735,000
指導養成費	55,240,000
企画費	37,612,000
両大本山費	37,200,000
人権擁護推進本部費	36,305,000
分担金	15,735,000
審事院費	13,851,000
その他	56,909,000

総括質問(要旨)

總和会代表　大 坂 恵 司

過疎問題対策について

①島根県の不活動法人の浄土宗寺院が宗門、国、県と連携し宗教法人法に則り、初めて土地建物が国庫に帰属するという事について曹洞宗としての考えは。

答弁①　昨年４月より本格的に始動した過疎地寺院振興対策室が情報収集に努めており関係自治体と協力した上で不活動宗教法人問題に着手している。

②「過疎化に対して曹洞宗教団がとるべき政策の在り方最終報告書」中にある戦略的な縮小と活性化についての当局の見解。

答弁②　本宗の過疎化対策は解散や合併を推し進めるのではなく困窮する寺院を支援してゆく方針である。

③困窮寺院への曹洞宗門としてのアプローチの考え方と方向性について。

答弁③　いかなる寺院も持続し得るような積極的な支援を目指して対策を立案してゆく。過疎問題は本宗が一枚岩となって検討していかなければならない課題と認識している。

新型コロナウイルス感染症への対応について

①コロナ禍においてリモートを含む研修会開催に向けての共通の実施要綱作成について。

答弁①　令和３年度においては各管区教化センターにおける布教、講習会については新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、一堂に会しての開催は行わずにリモートによる２日の開催を促し、その参加者については、従来の布教講習会に参加したものと取り扱う。布教講習会に限らず各教化センターで開催する各種委員会や各種研修会、禅を聞く会などについてもリモートによる開催を促進し円滑に開催できるように実施要綱を通達する予定である。

②新型コロナウイルス感染症の影響による福祉資金貸付規程について。

答弁②　貸付規程における貸付限度額は、この貸付が緊急かつ一時的な資金の貸し付けとの趣旨である。今後の状況を見据えながら貸付金の限度額の見直しの検討も必要と思慮している。

③宗費の軽減について。

答弁③　貸付金とは別の資金援助は「新型コロナウイルス感染症特別支援金」が該当すると考えている。

災害援護拠金について

①見舞金交付額の増加の現状から相互扶助の観点からも保険料負担の増額の検討を。

答弁①　近年の自然災害の多発によって災害見舞金の申請件数も増加している。復興の一助として活用頂いている寺院も多いので増額に対しては理解が得られると考える。

②被災寺院の復興支援の充実、災害見舞金制度の検討について。

答弁②　災害見舞金の制度については被災寺院への復興支援の一助となるだけではなく檀信徒との信頼関係の醸成を図るための大切な制度と考えているので、より良い制度の充実に向けて引き続き検討を重ねてゆく。

全曹青予算措置について

全曹青活動の実績に見合った活動支援金の増額を。

答弁　全曹青の活動は大衆教化の接点を求めて多岐にわたり活動をしている。特に災害復興支援活動は高く評価されている。宗門財政が収縮する中ではあるが、教化部と共同して補助金の枠にとらわれず全曹青の活動を支援してゆく事が肝要であると考える。

青年僧侶の育成登用を

僧堂振興や布教教化のためにも僧堂教育の講師として招く事などの検討を願いたい。

答弁　僧堂安居は宗門人としての基礎を学ばなくてはならない重要な期間であり、僧堂教育の根幹は師家をはじめとする指導者から一仏両祖の教えを学び実践することにある。しかし僧堂振興の取り組みに「特色ある僧堂教育」があげられている。社会に開かれた「布教教化」の実践を特色として打ち出す僧堂があった場合には是非協力をいただきたい。

文書質問及び通告質問（要旨）

〔文書質問〕

平岩　浩文（第15区　兵庫県選出）

教化部布教課・人事部文書課からの案件についての提言

回答：次年度も特派巡回が中止の場合、曹洞禅ネットを活用し告諭の敷衍に努めたい。動画おいては、初期段階であり限られた人材ではなく視野を広げ長く継続する。ネット環境の有無に限らず、「誰一人取り残さない」に即した広報・布教活動を模索する。

伝道部発行の「香里」に大本山總持寺梅花師範会発信の動画が未掲載だが、また、梅花流講習会動画製作に特派梅花師範の方々に協力要請すべきでは

回答：紙面上掲載できる内容に限りがあり、一部の紹介のみである。詠道課よりコロナ禍で講習会ができない事を考慮し、梅花流のDVDの作成を検討中。

ネット環境有・無、配信のPR等が必要不可欠、受信のアカウントを明確にすべき

清泉　文英（第8区　静岡県第3、第4宗務所管内選出）

社会貢献活動を取り組む教化施策ついて問う

回答：教化活動とSDGsの目標を照合し、対象寺院の活動として展開が可能である。

コロナ禍により環境変化、今後の教化施策の展開・発信はどうするのか

回答：「坐禅のすすめ」他３種類のリーフレットを作成中、また、相乗効果を図るために「坐禅専用サイト」を作成中。ユーチューブライブによる「曹洞宗昼休みオンライン坐禅会」配信中。僧侶向け研修用動画を作成予定。

広報活動は、どれ位の範囲なのか、専用のホームページ・サイトの数字はどの位か、IT・メディアの利用により檀信徒獲得の施策はどのようなものか

回答：メディアでの広報活動は無、「心の電話」ネット配信のみである。「曹洞禅ネット」アクセス数・１日平均2400件、寺院専用サイトアクセス数・１日平均100件である。曹洞宗の魅力「坐禅・法要（祈り）」「精進料理・修行」等を「日常にある禅」として配信していくサイトを作成中。

住職任命義財及び財産処分義財について負担軽減の方法はないのか

回答：関係審議会での意見等聞きながら、どの方法が負担軽減に繋げるか研究・検討する。

乙川　良介（第26区　新潟県第2、第4宗務所管内選出）

宗門の貸付事業は収益事業に該当するのか、また、それに付随する特別会計を非収益部門としているが、妥当なのか

回答：社会事業振興資金は実績が無い為、廃止案を上程。災害復興対策資金貸付に関しては、包括関係にある宗教法人を貸付対象としている為、該当しない。災害対策特別会計は、区分する必要がない。

コロナ禍に在り梅花講習が激減、梅花講習に関してオンラインの指導・資金補助の用意はあるのか

回答：梅花講設置寺院へのオンラインによる指導、その為の資金補助は今後検討する。

甘蔗　英司（第20区　福岡県・熊本県選出）

宗制には「過疎地寺院振興対策室」の規程がない如何なものか

回答：対策室の規程は、施策策定の過程におき検討中であり、経費については、組織及び事務分掌規程に定める事務を遂行。

コロナ禍においての宗務庁の業務態勢について

回答：例外的に可能な業務は自宅で行う事を許可。在宅勤務の業務内容は、評価が困難な状況。総務部、教学部、財政部の一部が保存資料として、電子データ化し、データーセンターのサーバー内に保管、次年度より順次電子化の予定。手続き電子決裁は組織及び事務分掌規程、情報保護規程の整備が必要、今後、鋭意検討する。

荒井　裕明（第３区　埼玉県選出）

コロナ禍の中、本庁リモート会議を推奨すべきであり、開催した場合双方、どれくらいの経費削減が見込まれるか

回答：メリット・デメリットを踏まえながら、効率的・効果的に引き続き検証する。

総合研究センターの人材養成について、人材を幅広く受け入れ・研究環境の確保・将来の場所の確保等の見解はどうであるか

回答：規程には「本宗の僧侶」という基準がある。コロナ禍による研究活動のリモート化により適した環境を提供できる。研究センター・宗門学校・一般大学との間におき、凱旋できる制度は無関係学校・宗教メディアへの進出は積極的に構築。

〔通告質問〕

服部　直哉（第２区　神奈川県選出）

❶第135回通常宗議会において、参事会における議題・内容につき質問したが、参事会議事録と、答弁との齟齬があると思慮するがどうしてか。

❷寺院福祉審議会において、保険システム掛金に対して手厚い保険をうけられる類い稀に見るシステムだが、開示し全国寺院にご理解を頂くことを提言。

曹洞宗社会事業振興資金貸付等特別会計を解体し、感染症の影響による福祉資金貸付金の原資と曹洞宗不動産（建物）償却引当積立金及び不動産所得運用基金特別会計に組み入れとの事、組み入れではなく保険料の値上げを理解するまで、資金とし別会計に管理はできないのか。

❸第135回通常宗議会、宗務監査において宗務システム未完成支払い分報告の中、支払いシステムの不具合のトラブルで追加料金の計上、今後、その点につき契約会社の内容・対応・手続きに関する方策として、令和３年度予算が計上されているが、内容を明確に聞きたい。

❹檀信徒会館修繕費が未執行とされているが、コロナ禍において工事内容が余儀なくされているならば、告知すべきではないか。今後、コロナ禍を乗り切るホテル事業継続の方針を聞きたい。

❺過疎地寺院振興対策室において、地域性・環境変化の中で情報収集を早急にすべきであり、恒久的な過疎化対策を行うにあたり、今後のガイドライン・タイムスケジュールを聞きたい。

（回答は後日発刊される『曹洞宗報』をご覧ください）

第29回總和会全国大会

◇2021年10月４日（月）

◇会場・曹洞宗檀信徒会館

四 部 会 報 告 【過疎問題に対する施策について】

政調部会

①僧侶教師分限規程に係る寺院後継者問題について

○現行の僧侶教師分限規程を見直し、教師資格取得条件のハードル緩和を図るべき。

○寺族の資質向上も寺院運営に反映されることから、寺院規則の見直しも必要。

○女性寺族が僧侶となり住職に就任し、配偶者を得て運営に当たるケースが増えてくることへの対応。

○土日安居は可能か。

○檀家７割以上の賛同を以って、住職の任免罷免を可能にしたらどうか。

○検定試験とレポート提出による教師資格取得は可能か。

○僧侶教師分限規程第63条（本宗に対する顕著な功績のある者で、審査会に於いて適当と認められたものは、２等教師に補任することができる。）の基準はどのようなものか。

○長期的視点をもって、該当寺院にまだ余力のあるうちに計画的に合併・解散を進めていくのか、或はギリギリ迄寺檀関係の維持に挑むのかの選択判断も、法人財力維持の観点から肝要。

社会部会

①維持困難な寺院の統廃合、兼業を前提とした後継僧侶の人材育成、離郷（遠方）檀信徒との関係維持など、多方面に及ぶ緊急の対応について

[総務部関係]

○寺院統廃合について（一法人が複数寺院の運営をすることにより、維持困難な寺院の救済が可能になる、寺院ホールディング化の提案）。

○不活動法人の有効活用の具体例（檀信徒不在の本務地の他に新興住宅地などに別院を設けて、新たな檀信徒獲得の布教活動を行っている実例）。

[教学部関係]

○教師分限取得の見直し(幅広い僧侶人材の育成・兼業を可能に)。

○通信教育の充実（僧侶人材育成、檀信徒布教教化、僧俗の仏教理念の探求、他宗派の例も参考に）。

[教化部関係]

○離郷（遠隔地）の檀信徒との関係を維持する方法（定期的な交流会の開催など。）

○檀信徒の仏事不要意識の高まり、直葬、一日葬などへの対応（通夜、葬儀の意義を説明するパンフレットの作成など。）

○地元檀信徒との関係の維持強化(寺報発行、イベント開催など)。

[伝道部（過疎問題対策）関係]

○全国数か所の過疎化の進む地域寺院をモデルケースとして、離郷・離檀理由を含めた檀信徒の意識調査を行う。

○一宗派では限界があるので、国や自治体に働きかける。

○各地の特徴や差異を知るために、情報を共有する事が極めて重要である。

組織部会

①檀家数の減少に伴う各寺院の宗費負担増、将来合併・解散による宗門財政減収を想定した宗務庁の機構改革・スリム化について

○寺院合併、解散、不活動法人に対しての施策の必要性。中間法人化（宗務所）、不活動法人の有効利用、役員忌避を防ぐため実印廃止を検討。

○級階査定について不公平感が生じないよう実態調査を進め、次回の級階査定に反映するよう委員会で検討。

○宗務庁の機構改革の推進並びに過疎問題に対する取り組みの必要性。檀信徒会館の将来ビジョンの作成。

○宗侶の人材確保。徒弟教育の重要性。寺院後継者資格取得の軽減化。僧堂教育の柔軟化及び現代将来社会に合った教育。一般在家者入門へのサポート。

○現代に即応した教化施策の構築。

広報部会

①「過疎地寺院振興対策室」の今後の在り方について

○ウイルス禍にあって地方寺院への聴き取り調査が難しい状況にある。直ちにリモートによる聴き取り調査の体制を構築し、管区から宗務所、教区へと、各県の代表者との意思疎通が速やかに出来るように着手すべき。

○規程により対策室に格上げされたが、関係規程がなく事務規定のみの現状である。委員会の招集もない事も含め関係規程整備の必要性を感じる。

②寺院後継者の資格取得について

○住職資格取得のしやすさと後継者の生活の維持を考える必要がある。

○宗門大学と一般大学卒の差をなくすべき。

③宗費対策について

○管区・宗務所・教区単位でより細やかな調査を実施し、責任を持ったところで寺院の現状を明らかにしたうえで、宗費の減免を図ることができるシステムを作れないか。

第136回通常宗議会常任・特別委員（總和会議員）

議長 三吉由之

○運営委員会

長 森 元亨 主 嶽盛 和三 髙橋 英悟

○第一予算委員会

長 龍谷 顯孝 主 伊藤 弘隆 主 片山 昌佳

田中 清元 清泉 文英 平岩 浩文

○第二予算委員会

倉内 泰雄 主 奥村 孝善 乙川 良介

主 坂本 泰俊 荒井 裕明

○第一特別委員会

長 五十嵐靖雄 主 岡 芳雄 甘蔗 英司

○第二特別委員会

中村 見自 主 山本 健善

○第三特別委員会

須田 孝英 主 石附 正賢

○決算委員会

深川 典雄 名村 直高 大坂 恵司

主 福田 光昭 佐藤 清廉

○請願委員会

中村 見自 主 近藤 龍法

○懲罰委員会

須田 孝英 主 服部 直哉 長 中根 正賢

長…委員長 主…主査

總 和 会 会 務 報 告

期 日	会 務 内 容
１月９日	執行部会
１月10日	執行部大本山總持寺拝登
２月６日	執行部会
２月７～８日	静岡県西部支部総会
２月23日	顧問・執行部会、議員総会、幹事・評議員会
４月１日	執行部会
７月８日	執行部会
９月10日	執行部会
10月11日	執行部会・議員総会
11月９日	執行部会
12月22日	執行部会（リモート開催）
R3年１月13日	執行部大本山總持寺拝登
１月18日	執行部会
１月18～19日	四部会（リモート開催）
２月21日	執行部会、顧問・執行部会、常任幹事会、議員総会
３月15日	執行部会

※上記期間中に予定されたブロック大会、支部総会及び全国大会は、新型コロナウィルス流行のため、中止または延期となっております。

總和会ホームページ http://souwakai.info

編集・大坂恵司 佐藤清廉 甘蔗英司 平岩浩文 石附正賢 髙橋英悟